

## 〈ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施します〉

福島県では、県民の安全・安心と将来の健康管理のために、県民の検査を実施しています。ご希望の方は保健福祉課まで電話でお申し込みください。

### ▼実施日時

▽8月16日(木)

午後1時～4時30分

▽8月17日(金)・18日(土)

① 午前9時30分～午後0時

② 午後1時～4時30分

### ▼実施場所

保健センター

(二春町南町26・1)

▼申込期限 8月6日(月)

### ▼検査対象者

① 検査日実施前日の時点で福島県内の市町村に住居票がある方、または福島県内の事業所もしくは学校等に通勤・通学している方。

② 平成23年3月12日時点で福島県内の市町村に住居票があった方、もしくは居住していた方、またはそれらの方から、平成24年4月1日までに出生した方。

③ 平成23年3月12日時点で福島県外に住居票があった方のうち、福島県民健康調査の対象とされた方。

※年齢や受検回数による制限はありません。

1. 検査の目的  
体内にある放射性物質を測り、概ね一生の間に受けると思われる線量を推計するため。

2. サーパーバイメーターによる体表面汚染検査(約2分)

② 全身計測装置ホールボディカウンター(WBC)検査による全身検査(約2分)

※検査において放射線を浴びたり、痛みを伴うことはありません。

3. 検査の流れ  
受付↓検査内容の説明↓①体表面検査↓②WBCによる検査

① 受付から終了まで約30分となります。

② 4歳未満で椅子に座った姿勢が保つことができれば受検可能です。その際、①の検査は省略し原則おむつまたはパンツのみで②を行います。

4. 検査結果  
検査結果は後日郵送、または当日配布によりお知らせします。

▼予約申込・問  
保健福祉課  
健康づくりグループ  
☎62・51110  
(午前8時30分～午後5時  
予約受付)

## 年金

### 〈年金相談の予約について〉

日本年金機構では全国の年金事務所、街角の年金相談センターでの年金相談の予約を実施しています。

年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひご利用ください。

ご連絡の際は「基礎年金番号」のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

※電話がかかりにくい場合は時間をとおいておかけ直しください。

※予約状況によっては、ご希望に添えない場合がございます。

※ご相談にお越しの際は、年金手帳や証書など基礎年金番号の分かるものの他に、運転免許証などの本人確認書類もお持ちください。

▼予約申込先  
予約専用受付  
☎0570・05・4890  
(ナビダイヤル)

▼受付時間  
月～金曜日  
午前8時30分～午後5時15分  
※土曜、日曜、祝日、年末年始はご利用いただけません。

### 〈国民年金保険料の「後納制度」について〉

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。

しかしながら、法律改正による時限措置として、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することが出来る「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られることがあります。

ただし、すでに老齢基礎年金を受給している方は、利用できません。

後納制度を利用するには申込みが必要です。詳しくはお近くの年金事務所または「ねんきん加入者ダイヤル」へ基礎年金番号がわかるものをご用意のうえ、お問い合わせください。

▼問  
▽郡山年金事務所  
☎024・932・3434  
(ナビダイヤル)

▽ねんきん加入者ダイヤル  
☎0570・003・004  
(ナビダイヤル)

### 〈国民年金保険料免除等の申請について〉

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満が対象)」がありますので、住民登録をしている町役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成30年度の免除等の受付は平成30年7月1日から開始され、平成30年7月分から平成31年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1ヵ月前までになります。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、年金事務所または町役場の国民年金窓口へご相談ください。

▼問  
▽郡山年金事務所  
☎024・932・3434

▽住民課 住民グループ  
☎62・8126